

世田谷区子ども条例の一部改正に関する検討状況について

(令和6年7月26日 第89回地域保健福祉審議会)

改正の主旨

◆区は平成13年に、23区で初めての「世田谷区子ども条例」を制定し、国連の子どもの権利条約に掲げる理念のもと、「子どもがすこやかに育つことのできるまち」の実現を目指し、子ども・若者、子育て施策を前進させてきた。

◆しかしながら、この間、子どもや若者たちの声を聴く中で、周囲の大人から、時間の使い方や過ごし方を決める余地が制限されたり、その時間を持つことができないくらい忙しい状況に置かれ、その結果、子どもの権利が行使できなかつたり、保障されなかつたりする現状が明らかになったところである。

◆こうした課題は、大人たちが、子ども期に子どもの権利を学び、実感しながら育つことが難しかったことも影響しており、決して、保護者も含めた周囲の大人だけの責任にしてはならないものであり、これまでの子どもへの地域社会のかかわり方を変え、子どもも、大人も、年齢や経験に関わらず、人として対等であり、互いに尊重され、対話の中で互いを理解し、ともに成長していける地域社会を実現するため、子どもの権利を条例に明確に定義し、区を含めた地域社会の責任として捉え直す必要がある。

◆令和6年3月の子ども・子育て会議からの答申「「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方に基づき、この間の区議会での議論、こども基本法と東京都こども基本条例の施行や、「こどもまんなか社会」の実現に向けた動向も踏まえ、子どもの声を聴きながら、条例の改正に向けた検討を進める。

これまでの経過

令和4年5月～令和5年1月

子ども・子育て会議 子どもの権利部会での議論
(子ども条例と子ども施策の評価及び検証。全5回)

令和5年3月

子ども・子育て会議から、
「世田谷区子ども条例と子どもの権利に関する報告書」を区へ提出

令和5年9月

子ども・子育て会議諮問 (「世田谷区子ども条例」の改正にあたっての考え方について)

令和5年9月～令和6年2月

子ども・子育て会議子どもの権利部会及び子ども青少年協議会小委員会 (答申の議論。全7回)

令和6年3月

子ども・子育て会議答申

令和6年5月

子ども・若者施策推進特別委員会で条例骨子案を報告

令和6年6月～7月

子ども条例検討プロジェクト (子どもたちによる前文・権利カタログ等の検討)

今後のスケジュール

令和6年	9月	子ども・若者施策推進特別委員会（条例素案） パブリックコメント（条例素案） 子ども・若者の声ポストによる意見募集
	10月	条例に関するシンポジウム（8日火曜日夜）
令和7年	2月	子ども・若者施策推進特別委員会（条例案） 区議会第一回定例会（条例案の提案）
	4月	条例施行

条例（骨子）の構成

前文	全 面 改 正	子ども条例 検討プロジェクト
第1章 総則		子ども条例 検討プロジェクト
第2章 子どもの権利	新設	子ども条例 検討プロジェクト
第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり	新設	
第4章 基本となる政策		
第5章 子どもの権利擁護		
第6章 推進計画・推進体制・評価検証		
第7章 雑則		

改正の主なポイント (1/3)

名称

◆子どもの権利を基盤にした総合条例を目指し、改正される条例を活用して「子どもの権利が保障されるまちを文化として築いていく」ことを目標とするため、「権利」という文言を追加し、「世田谷区子どもの権利条例」とする。

前文

全
改
正

子ども条例
検討プロジェクト

◆区と大人の責務、決意表明と読める部分と、子ども・若者の声を反映した部分をあわせた記載内容に改める。

第1章 総則

子ども条例
検討プロジェクト

◆子どもの権利は大人から付与されるものではなく、子ども一人ひとりがすでに権利をたくさん持っていることを示す必要があるため、これまでの記載に加えて条約や法令に則り、子どもの権利を尊重する文化および社会をつくることを明記する。

◆特に「子ども」の定義を一律で18歳で区切ることで支援が分断されてしまうことがあるため、「子ども」を（1）まだ18歳になっていないすべての者、（2）条例の趣旨を鑑み、前号と同等の権利を認めることが適当と認める者と規定する。

改正の主なポイント (2/3)

第2章 子どもの権利

新設

子ども条例
検討プロジェクト

- ◆国連の子どもの権利条約に規定する4つの一般原則の権利を引用する。
- ◆子どもの声を踏まえ、子どもの権利を「権利カタログ」としてまとめ、各条文に個別に規定する。

第3章 子ども・子育てを支え合う地域づくり

新設

- ◆現行条例で第1章「総則」に規定されている「保護者の務め」などについて、第2章等に規定されている子どもの権利に照らし合わせ、保護者や区民は「役割」、学校や区は「責務」として示す。

第4章 基本となる政策

- ◆現行条例で、第2章「基本となる政策」に規定されている「健康と環境づくり」などについて引き続き本章で示す。
- ◆「場の確保」、「子どもの参加」に関しては、現在においてはさらに広がっていると考えられるため、「子どもの居場所づくり」、「子ども参加と意見の尊重」と整理する。
- ◆いじめや貧困、ヤングケアラーなど、社会的に不利な状況にある子どもの権利の問題に対する政策を新たにまとめていく。

改正の主なポイント (3/3)

第5章 子どもの権利擁護

- ◆現行条例でも「せたホッと」について規定している。
- ◆「子どもの権利」には、大人と同じ「人権＝人間としての権利」だけでなく、子ども期特有の権利も含まれ、権利行使の主体であることをより明確化する必要があるため、現行条例第3章の名称「子どもの人権擁護」という言葉を、「子どもの権利擁護」という言葉に改める。

第6章 推進計画・推進体制・評価検証

- ◆現行条例にも項目があるが、ひとつの章にまとめて再構成する。
- ◆「評価検証」には、区の政策、施策を熟知した専門性と、独立性の担保が求められるため、既存の区の機関ではなく、新たに第三者機関「子どもの権利委員会」を立ち上げて実施する必要がある。
- ◆「子どもの権利委員会」は、区の施策、事業を利用する子どもたちへのヒアリング調査等に基づく、子どもの権利保障状況の評価・検証・政策提言の実施のほか、その結果周知など、広報・啓発機能を担うことを想定している。

New **子どもの権利委員会**

① 「子どもの権利」の保障に向けた、
区の実策の評価検証機能

② 「子どもの権利」に関する
広報・普及啓発・教育機能

(1) 定例会の開催 (議論の主な内容)

- ① 課題共有会議を踏まえた調査テーマの決定
- ② ヒアリング調査結果に基づく評価・検証
- ③ 政策提言の内容について議論

(2) ヒアリング調査の実施
調査テーマに基づくヒアリング調査の実施

(3) 政策提言
評価検証結果に基づき政策提言をまとめ、区長へ報告

若者委員   

学識経験者委員    

公募区民委員   

委員として参加

※ 必要に応じて特命担当学識経験者を招聘できる

New **課題共有会議**
各会議体の代表が集まり、課題を共有する。(年2回)

New **子ども・若者・子育て会議**
子ども・子育て会議
子ども・青少年協議会

New **子ども・若者が参加参画し意見表明する会**
●子ども・若者が参加参画し区政に意見を反映する会議を設置
子ども・若者が提起した課題や、区が提起した課題について若者目線で議論し、区へ提言を行う。

●年間を通じて、子どもが歩いて行ける身近な場に
参加参画と意見表明の機会を設置

児童館
子ども会議をはじめとした、各館独自の取組み

青少年交流センター
子ども・青少年会議

社会的養護など児童福祉に関する専門的事項の評価の視点

個別救済の視点

「子どもの権利」の個別救済機能
「子どもの権利」に関する広報・普及啓発・教育機能

児童福祉審議会

計画の進行及び評価の視点

オブザーバーとして参加

若者委員

委員として参加

メンバー(若者)

メンバー(子ども)